

1 事業名

所沢市職員定数条例の一部改正

2 事業の概要

中核市への移行に向けて、埼玉県から移譲される事務に対応する人員を確保するとともに、選挙における職員体制の充実を図る等職員定数を整備するものである。

【改正の概要】

	職員定数	
	改正前	改正後
市長の事務部局	1,762 人	1,857 人
公営企業の事務部局	184 人	147 人
選挙管理委員会の事務部局	7 人	9 人
教育委員会の事務部局	277 人	219 人

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、必要に応じて職員定数の見直しを行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、中核市移行に関する基本方針、所沢市保健所設置基本計画

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・ 新旧対照表
- ・ 所沢市職員定数条例の改正概要

新

旧

議案第 9 0 号 所沢市職員定数条例の一部を改正する条例

(職員の定数)

第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 市長の事務部局の職員 1, 8 5 7 人
- (3) 公営企業の事務部局の職員 1 4 7 人
- (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 9 人
- (5) 略
- (6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員
2 1 9 人
- (7)・(8) 略

2 前項に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。

- (1) 地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 第 1 項 (同法第 2 9 2 条において準用する場合を含む。)の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員
- (2)～(5) 略

(職員の定数)

第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 市長の事務部局の職員 1, 7 6 2 人
- (3) 公営企業の事務部局の職員 1 8 4 人
- (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 7 人
- (5) 略
- (6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員
2 7 7 人
- (7)・(8) 略

2 前項に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。

- (1) 地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 第 1 項 (第 2 9 2 条において準用する場合を含む。)の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員
- (2)～(5) 略

所沢市職員定数条例の改正概要

【所沢市職員定数条例に掲げる職員定数】

(単位:人)

事務部局の職員数	改正前		改正後	差引
(1)議会	14		14	0
(2)市長	1,762		1,857	95
(3)公営企業	184		147	▲37
(4)選挙管理委員会	7		9	2
(5)監査委員	9		9	0
(6)教育委員会及び 学校その他の教育機関	277		219	▲58
(7)公平委員会(兼任)※	3		3	0
(8)農業委員会	8		8	0
合計	2,261		2,263	2

※公平委員会は兼任のため、合計に含めない。

【過去5年間の職員数の推移】

(市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、常勤監査委員、再任用短時間勤務職員、育児休業の承認を受けている職員を除く。)

(単位:人)

事務部局の職員数	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)議会	13	14	14	14	14
(2)市長	1,711	1,713	1,714	1,745	1,750
(3)公営企業	138	136	133	133	134
(4)選挙管理委員会	6	6	6	6	6
(5)監査委員	8	8	7	8	8
(6)教育委員会及び 学校その他の教育機関	217	211	208	196	195
(7)公平委員会(兼任)※	3	3	3	3	3
(8)農業委員会	6	6	6	6	6
合計	2,099	2,094	2,088	2,108	2,113

※公平委員会は兼任のため、合計に含めない。

【中核市移行に必要な職種別職員数】

中核市移行に向けて埼玉県から移譲される事務に対応する職種別職員数は、以下のとおりである。

(単位:人)

	事務	技術	医師	保健師	薬剤師	獣医師	福祉士 精神保健	衛生士 歯科	栄養士 管理士	指導主事	合計
民生分野	18										18
保健衛生分野	18		1	14	12	12	6	1	1		65
環境分野	5	4									9
街づくり分野	1	2									3
文教分野										3	3
合計	42	6	1	14	12	12	6	1	1	3	98

※職種及び職種ごとの職員数は、変動する場合がある。